萩 農 第 7 8 8 号 令 和 7 年 2 月 19 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

萩市長 田中 文夫

| | 萩市 |
|-----------------|-----------|
| | (35204) |
| | 福井下地域 |
| | (福井下地域全域) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年8月6日 |
| | (第1回) |
| | まとめた年月日 |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、条件の悪い圃場から離農が進み荒廃していることから、担い手や兼業農家も含めた、幅広い農業者により、地域が一体となった農地利用の推進が必要と考える。

また、経年劣化等による水路や農道の管理経費が増加し、農業経営を圧迫していることから、維持補修などが対象となる補助事業の活用により、段階的な改修が必要と思われる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域における主要農産物である主食用米については、引き続き担い手や水稲生産農家を中心とした作付け面積の維持を図る。

また、地域の特産である、シクラメンや花苗生産についても、担い手を主体として、生産規模の維持を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| 区 | 域内の農用地等面積 | 205 ha |
|---|----------------------------------|--------|
| | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 199 ha |
| | (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

| 3 | 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 | | | | |
|---|--|--|--|--|--|
| | (1)農用地の集積、集約化の方針 | | | | |
| | 農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に団地面積の拡大や農地集積を進める。 | | | | |
| | (2)農地中間管理機構の活用方針 | | | | |
| | 農用地の利用権設定等について、農地中間管理機構を活用する。 | | | | |
| | (3)基盤整備事業への取組方針 | | | | |
| | 予定なし | | | | |
| | (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 | | | | |
| | 定年帰農等UJIターン者が今後も見込まれることから、農業経営を円滑にするため、農業機械の導入等、農業経営の安定を図り、萩市の独自支援を実施する。 また、後継者の育成、栽培管理指導や機械導入等の支援についても重点を置いた取組を行う。 | | | | |
| | (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 | | | | |
| | | | | | |
| | 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) | | | | |
| | □ ① ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等 | | | | |
| | □ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他 | | | | |
| | 【選択した上記の取組方針】 ①有害鳥獣侵入防止柵等の設置により、鳥獣被害の軽減を図る。 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |